

長野公則著『アメリカの大学の豊かさと強さのメカニズム』

(東信堂 2019年1月)

北 和丈

東京理科大学

Kazutake KITA

Tokyo University of Science

大学に逆風が吹いている、といった声が聞かれるようになってからどのくらい経つのだろうか。いや、大学なる教育機関の門を叩いたのが1997年であった評者にとってみれば、日本の大学に対する世間からの風当たりは冷たく、厳しく、きついのがむしろ当たり前とすら感じる。財布の紐の固さが誇りの源泉であるかのような強面の政府や官庁が、自らの無策は棚に上げつつ大学に市場原理・競争原理を持ち込んで関係者を疲弊させ、その根底にある新自由主義が行き詰まりを見せるや、今度はその失敗を大学人の努力不足に帰する、そんな出来の悪いディストピア小説かと思紛うような茶番劇が展開されてきたのが日本の高等教育の現実である、というのは、必ずしも評者のみが後知恵で抱く思い込みとは言えまい。それもこれも、日本の大学には畢竟お金がないのであり、それが分かっているながら、高等教育にお金を注ぎ込もうという機運が、そもそもこの国にはないのである。

かかる現状にあって、さて、海の向こうでは、などと言われれば、「どうせ隣の芝生が」と悪態をつきたくなる向きもあろうが、拗ねて心を閉ざす前に、しばし視点を変えて打開策を探ってみても損はないだろう。「グローバル」という言葉が日常語になって久しい現在、日本の大学が見舞われている貧しさや弱さという困難は、一国家という枠をはるかに超えてお目にかかる困難でもある。にもかかわらず、そんな嵐のなかを慌てず、動じず、逞しく漕ぎ進み、世界に冠たる地位を築き上げる大学を多数輩出しているのがアメリカ合衆国であり、その違いを生み出す鍵は、「基本財産」(endowmentの日本語訳、元来の辞書的定義としては「学校、法人などに寄付された基本財産、寄付金(p.43)」)にあるという。長野公則氏による著書『アメリカの大学の豊かさと強さのメカニズム』が教えてくれるのは、アメリカの私立研究大学が、潤沢な基本財産という基盤に支えられ、一方では奨学金の充実による機会均等の保証と優秀な学生の確保、他方では教員給与の充実による優秀な構成員の確保という、大学教育にとって最も重要な両輪を駆動させ続けているということである。無論、大学というものの成り立ちや仕組みの根本的な差異を踏まえれば、アメリカの成功例を日本にそのまま移植することが無理筋であるのは言を俟たない。また、アメリカの私立研究大学が体現するのがユートピア的な大学像であると断言するのは、あまりにも単純に過ぎるというものだろう。しかしながら、少なくとも他国の多くの大学よりは巧みな舵取りで世界の荒波を乗り越えてきたと言えるアメリカの代表的な大学群が、暗澹たる先行きに項垂れる日本の大学関係者に、何か別の未来を垣間見せてくれる可能性

は否定できない。慎重かつ禁欲的な文体による長野氏の報告に、まずは少し耳を傾けてみていただきたい。

序章と終章とに挟まれる本書の中心部分は第I部～第III部の3部構成で、このうち第II部は三つの章、第I・III部は一つの章のみで成り立っている。まず第I部「大学の基本財産」でアメリカの大学における基本財産というものの在り方の歴史の変遷を、法律・制度・経済などとの連関も考慮に入れつつ概観したうえで、第II部「基本財産と研究大学—8大学のケーススタディ」および第III部「基本財産とリベラルアーツ・カレッジ」において、「大学の基本財産と大学の定価授業料が最もダイナミックに変化した (p. 30)」期間であると著者が主張するところの2002年～2007年を主たる対象に、詳細な事例分析を施すというのが全体の仕立てである。

第I部「大学の基本財産」を単体で構成する第1章「基本財産の歴史と意義」は、本書の中核を成す概念である「基本財産」の定義とそれを研究対象とする意義を、アメリカの大学の歴史的文脈も踏まえたうえで論じている。英国植民地時代を起点としてその歴史を要約するならば、英国法の下での特許状を根拠に運営されていた大学において、基本財産の管理運営が政府によって大幅に制限されていた18世紀、独立から合衆国憲法制定、更にはその憲法解釈をめぐるダートマス判決を経て、私的な基本財産に対する大学の管理運営の権限が法的に保護され、それを機に多数のカレッジが立ち上がったものの、安定した財源を見出すのが困難であったために、結局のところカレッジの乱立と淘汰の時代となった19世紀、鉄鋼、石油を中心としたアメリカの産業の隆盛を背景に、ロックフェラー財団、カーネギー財団といった巨額の寄付を行う団体が登場し、とりわけ私立研究大学が大規模かつ長期的に基本財産を蓄積することが可能になった20世紀前半、従来よりも柔軟な投資の在り方を反映した統一州法 (UMIFA) の導入も功を奏して、一部の私立研究大学が巨額の基本財産を蓄積するようになった20世紀後半以降、ということになるのか。この経緯には、アメリカの大学における基本財産が、一朝一夕に成り立つものでは決してなく、長い年月をかけて獲得されたものだということを窺わせるに十分な複雑さがある。それゆえにこそ、アメリカ教育協議会が2000年に提示した基本財産の定義は、「大学によるその恒久的なミッションの遂行をサポートするために、大学によって投資された資産の集合体」であり、「寄付者が個人的資金を公共目的に拠出するに際して、その贈与が大学の存続する限り恒久的に貢献することについての確信を深めるための仕組み」であって、「過去、現在、未来の世代を結ぶ (p. 44)」ものであるという、重みを伴った記述になっているのだろう。日本の大学のなかで、己の基本財産に関してこれだけ筋の通った見解を保持しているところが果たしていくつ残っているだろうか。というより、そもそも十分な基本財産を蓄積するという意識が欠けていて自転車操業を余儀なくされている場合も少なくないのではないか（上記の19世紀アメリカの状況と似通った部分が見え隠れするのがいささか不吉でさえある）。この時点で既に、日本の現況はあまりにも心許ないとしか言いようがない。

このような背景的知識を踏まえたうえで、第II部「基本財産と研究大学—8大学のケーススタディ」では、いよいよ本書の強みとも言える密度の濃い事例分析が開始される。第II部で対象となるのは、「学生1人当たり基本財産が大きい大学で、かつガバナンス等の資料入手度合いが高い大学 (p. 122)」という基準で選定された、プリンストン大学、イェール大学、ハーバード大学、スタンフォード大学、マサチューセッツ工科大学 (MIT)、シカゴ大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学という8校の大型私立研究大学である。これらの大学における基本財産の在り方を検討するに当たり、著者は分析の

切り口ごとに一つの章を設けて詳述している。第2章「基本財産のガバナンス」が論じるのは、各大学が基本財産をどのようなものと捉えているのか、その運用と投資はどれくらいの自由度で、いかなる原則に基づいて行われてきたのか、といった点である。興味深いのは、分析対象となったどの大学についても、比率の高い場合では基本財産の約90%、低い場合でも約55%には寄付者の意向等による使途制限があり、決して運用の自由度が高いとは言い切れないにもかかわらず、時価総額の変動も勘定に入れた使用ルールの採用で基本財産の運用の柔軟さをある程度確保したうえで、それを債券や株式といった安全度の高いものではなく、むしろ危険度が高いともされる代替投資（ヘッジファンド、未公開株式、ベンチャーキャピタル、天然資源への投資等を含む、新しい投資対象の総称（p. 165））にも注ぎ込むことによって、教育や研究の更なる充実に欠かすことのできない資金を、強かに獲得してきたということである。外部資金を獲って来い、補助金を獲って来いと（概して金儲けの専門家とは言い難い）教員の尻ばかり叩いて辻褄を合わせようとしている日本の諸大学の経営陣には、そもそもこれらの8大学に見られるような強靱な意志で基本財産を築き上げて長期的な教学面の強化を図ろうという気があるのだろうか。

続いて第3章「基本財産と奨学金」では、教育・研究に関連した基本財産の使途として最も多く言及されるという学生奨学金について、前章と同じ8大学が2002年～2007年の期間にどのような施策を講じてきたのかを事細かに分析している。著者によれば、当該期間はアメリカの高等教育における激しい質の競争が展開され、それに伴って徐々に授業料が高騰したという事情もあって、機会均等を企図して優秀な学生を確保するために、各大学が独自奨学金の増額に腐心した時期でもあるという。とは言ってもそこは世界に名を轟かせる名門大学、潤沢な資金を投入すればあっという間に解決、などと素人目には思えるが、意外なことに、奨学金対象学生をローン返済義務から完全に解放するというほどに決定的な手を打てたのは唯一プリンストン大学のみ、イエール大学、ハーバード大学、スタンフォード大学もかなり行き届いた奨学金政策を打ち出しているが、他の4校は若干無理をして奨学金を捻出した感すらある。「学生1人当たり基本財産の豊かな大学の中でも、更に格差があり、その差がむしろ拡大する傾向にある（p. 262）」と著者が述べているとおり、強者は有効な奨学金施策を提示しやすく、それによって一層強さを増していくという面は、確かにあるのだろう。だとすれば、弱者はどこに勝機を見出していけばよいのか。日本の大学関係者の多くが知恵を絞らなければならないのは、まさにこの部分なのかもしれない。

第4章「基本財産と教員給与」も前章と対象大学・対象期間を同じくしているが、その分析の観点は、大学の教育・研究を支えるもう一つの柱とも言うべき教員へと移る。優れた教育・研究を展開するためには優れた教員が欠かせないのであり、その維持と確保のために各大学がどのくらい基本財産を活用しているかというのがその眼目である。アメリカの大型私立研究大学と聞けば、教員給与もさぞかし、などと想像してしまうが、著者によれば、その実態は長きに渡る「高いインフレ率との戦い」であり、「処遇面では必ずしも恵まれた歴史を経てきたわけではない（p. 272）」。分析対象となった8大学においても、教員給与上昇率が消費者物価上昇率を安定的に上回り始めたのはようやく1980年代以降になってからであり、そしてこれに貢献することになったのが、同時期の蓄積で増加した基本財産であったというのである。本書が示す数字を見る限り、学生奨学金を使途とする場合と比較すると、基本財産を教員給与に振り向ける額や割合の大学間格差はやや小さいようにも思われるが、それでも前章で名前が挙がったのと同じくプリンストン大学、イエール大学、ハーバード大学、スタンフォー

ド大学にやや優位な傾向が窺えることからすると、基本財産の豊かさが、安定的に強さを生み出しやすい条件の一つとなることは間違いなさそうである。

第2章～第4章に渡って論じられた私立研究大学との比較を念頭に置きつつ、同じく三つの観点から私立のリベラルアーツ・カレッジの状況を分析したのが、第III部そのものと標題を同じくする第5章「基本財産とリベラルアーツ・カレッジ」である。ここで言う「リベラルアーツ」教育とは、「自由な心や批判的知性の育成、また自己覚醒を目的にした教養教育 (p. 324)」のことであり、この意味では、「教養」をその根幹に据える本学会の会員諸氏にとって最も興味を引かれるのは本章かもしれない。原則として寄宿制を採る少人数教育を特色とした、学士課程に重点を置くこれらの小規模大学群を、大型の私立研究大学と比較するという手法が奇異に思えるかもしれないが、著者によれば、実はアメリカの大学を基本財産の豊かさという観点で順位付けすると、上位7校のうち3校、上位30校のうち12校が実はリベラルアーツ・カレッジに分類されるのだから、比較対象として選ばれるのはむしろ当然の帰結なのである。事実、本書で分析されたポモナ・カレッジ、グリネル・カレッジ、アマーフト・カレッジ、ウィリアムズ・カレッジ、ウェルズリー・カレッジ、スミス・カレッジの6校については、基本財産のガバナンス、学生奨学金としての運用状況などにおいても大型私立研究大学とよく似た傾向が観察されるのであり、第II部で論じられた内容のかなりの部分が、より広い文脈でも通用することがわかる。その一方、リベラルアーツ・カレッジに特有の決定的な違いとして、基本財産を教員給与の増額に注ぎ込むのではなく、むしろ質の高い少人数教育というミッションを適切に実現するために、教員数の増加による学生・教員比率の改善という方針を採っていることも注目されるべきだろう。保持する財産の絶対的な額そのものに限界がある小さな組織であっても、大学としての存在感を發揮する方法は、確かに存在するのである。

終章で著者が言及しているとおおり、本書が重点的に分析したのは、リーマンショック以前の、アメリカ経済が好調だった時期なのであって、それ以降の停滞期に各大学の基本財産の在り方がどのように変容したかについては、今後の研究が待たれるところである。しかしながら、本書がその綿密な分析によって光を当てた「基本財産」という鉱脈は、大学経営に直接・間接に携わる様々な立場の関係者の目を見開かせる要素となり得るのではないか。例えば、これも著者が同じく終章で触れている話題であるが、少子化の影響で今後は長きに渡る停滞と縮小を余儀なくされるに違いない日本の大学の多くにとって、アメリカのリベラルアーツ・カレッジが見せる戦略は、危機を好機に大転換させる可能性の一端を示しているとは言えないだろうか (大学が小規模化していくなれば、むしろそれを少人数教育実現のチャンスとすればよい、というのは、そんなに突飛な発想だろうか)。日本の大学に豊かさと強さを実現するための第一歩として、幅広い読者を得ることを期待したい一冊である。